

別紙

多核種除去設備等処理水の放出に伴い 風評被害が発生した場合の賠償に関する検討状況について

TEPCO

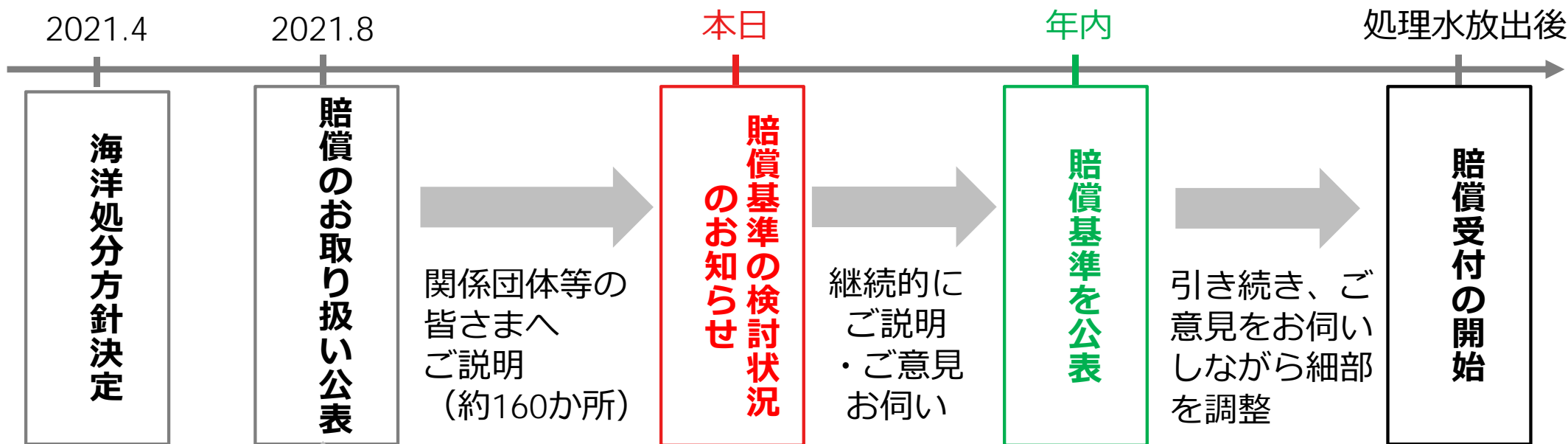
2022年10月7日

東京電力ホールディングス株式会社

1. はじめに

- 当社は、多核種除去設備等処理水（以下、ALPS処理水）の取り扱いに関し、国の基本方針を徹底してまいるとともに、ALPS処理水放出による風評影響を最大限抑制すべく対策を講じます。それでもなお、ALPS処理水の放出に伴う風評被害が発生した場合には、その損害を迅速かつ適切に賠償することとしております。
- 昨年8月に、ALPS処理水の放出に伴う風評賠償に関する基本的な考え方として「多核種除去設備等処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合における賠償のお取り扱い」を公表して以降、関係団体等の皆さまに対して、公表内容をご説明させていただき、様々なご意見をいただいているところです。
- こうした中、本年8月30日に国が取りまとめた「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に伴う対策の強化・拡充の考え方」において「きめ細かな情報発信に努めながら、年内を目途にそれぞれの地域・業種の実情に応じた賠償基準を取りまとめて公表」すること等が示されました。
- 当社としましても、賠償基準の検討にあたり、きめ細やかな情報発信をしつつ、ご意見を伺うことが必要と考えていることから、これまでに頂戴したご意見等を踏まえた、ALPS処理水の放出に伴う賠償基準の検討状況をお知らせさせていただきます。
- 今後も、関係団体等の皆さまからご意見を頂戴しながら、具体的な検討を進め、年内を目途に賠償基準を取りまとめてまいります。

2. スケジュール



- 期間・地域・業種を限定せず処理水放出に伴う損害を賠償
- 被害者さまに極力ご負担をかけない柔軟な方式
- 関係者の方々のご懸念に対する丁寧な対応

- 賠償をお支払いするまでの流れ
- 風評被害の確認・損害額の算定
 - 基本的な考え方
 - 業種別の検討状況
- 主なご意見への検討状況
- その他に頂戴しているご意見
- 賠償に関するお問い合わせ先

3. 賠償をお支払いするまでの流れ

- ALPS処理水放出後に、海産物や農産物の価格下落、事業の売上減少等が発生し、賠償のご請求をいただいた場合、風評被害を確認のうえ、その損害を迅速かつ適切に賠償させていただきます。
- 風評被害の確認にあたり、ご請求者さまにご負担をおかけしないよう、まずは、当社にて統計データなどの活用によって風評被害の有無を推認させていただいた上で、ALPS処理水の放出に伴う損害額を算定し、適切な賠償をさせていただきます。

ご請求

①風評被害の確認

②損害額の算定

統計データなどを活用した推認

風評被害あり

事業者さまごとの実態を踏まえた
損害額の算定

統計データでは風評被害
が推認できない場合

事業者さまごとに被害実態を確認
(個別ご事情伺い、取引書類等の確認)

風評被害あり

※ 現行の賠償が続いている方につきましては、ALPS処理水放出に伴い風評被害が生じた場合においても、これまでと同様の方式で損害を賠償させていただきます。

4. 風評被害が生じた場合の賠償の基本的な考え方（1/2）

<①風評被害の確認>

- ある地域にALPS処理水の放出に伴う風評被害が発生した場合、当該地域の海産物や農産物の価格下落、観光客数の減少などに繋がることが想定されます。
- このため、当社にて国や自治体、事業者団体作成の統計データなどから、対象地域における海産物や農産物の価格、観光客数の動向と全国におけるこれらの動向との比較による推認や、対象地域における買い控えの状況などを確認することにより、対象地域における風評被害の有無を確認する方法を考えております。

<②損害額の算定>

- ALPS処理水の放出前後における海産物や農産物の価格下落額、事業の売上減少額を基に、損害額を算定する方法を考えております。
- 算定の基準とする価格（以下「基準価格」）や売上高（以下「基準売上高」）は、ALPS処理水放出前年の価格や売上高を基本とさせていただきたいと考えております。
- 価格下落や売上減少には、新型コロナウイルス感染症の影響など様々な要因が考えられますが、ALPS処理水放出による損害を適切に賠償させていただきたいと考えております。

4. 風評被害が生じた場合の賠償の基本的な考え方 (2/2)


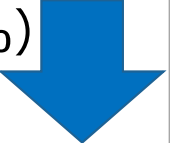
<補足事項>

- 次ページ以降では、業種ごとに「①風評被害の確認」や「②損害額の算定」について、現時点における業種別の検討状況をお示しさせていただきます。本内容について、引き続き、関係団体等の皆さまからご意見を頂戴しながら詳細を検討してまいります。
- お示しした業種以外の方につきましても、お伺いするご意見を踏まえ、対応について検討してまいりたいと考えております。
- 現行の賠償が続いている方につきましては、ALPS処理水放出に伴い風評被害が生じた場合においても、これまでと同様の方式で損害を賠償させていただきます。

4-1. 漁業 ①風評被害の確認

- 風評影響を受けた地域の海産物は、他の地域の海産物よりも価格が下落することが想定されます。
- このため、当社にて統計データなどを用いて、例えば対象地域と全国の価格動向を比較し、風評被害の有無を推認する方法を考えております。

【例 統計データを用いた風評被害の推認のイメージ】

全国	対象地域の風評被害※1		
価格上昇 (例：10%) 	価格上昇が10%以上 風評なし	価格上昇が10%未満 風評あり	価格下落 風評あり
価格下落 (例：▲5%) 	価格上昇 風評なし	価格下落が5%以下 風評なし	価格下落が5%超 風評あり

※1 風評被害が発生していると考えられる県全体を1地域と捉える方法、県内の複数地域に分けて捉える方法などが考えられます。

4-1. 漁業 ②損害額の算定

- ALPS処理水の放出前後における海産物の価格下落額をもとに、損害額を算定する方法を考えております。

【損害額の算定式※1】


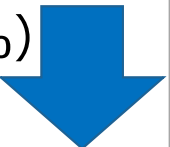
$$\text{損害額} = \left(\text{放出前の価格}^{\text{※2}} \text{ (基準価格)}^{\text{※3}} - \text{放出後の価格} \right) \times \text{放出後の水揚量}^{\text{※4}}$$

- ※1 市場手数料などの支出の減少額については、控除させていただきます。また、賠償額の算定にあたっては、一定期間における収益全体で損害額を算定することについて検討させていただきたいと考えております。
- ※2 従来の賠償の考え方も踏まえ、5中3（放出前5年中最高・最低を除く3年の平均価格）などの複数年の平均価格とすることや、価格設定を全魚種平均や魚種別とすることなどについて検討させていただきたいと考えております。
- ※3 放出後の全国的な価格変動を考慮することについても検討させていただきたいと考えております。
- ※4 放出前の水揚量を上限とさせていただきたいと考えております。

4-2. 農業 ①風評被害の確認

- 風評影響を受けた地域の農産物は、他の地域の農産物よりも価格が下落することが想定されます。
- このため、当社にて統計データなどを用いて、例えば対象地域と全国の価格動向を比較し、風評被害の有無を推認する方法を考えております。

【例 統計データを用いた風評被害の推認のイメージ】

全国	対象地域の風評被害		
価格上昇 (例：10%) 	価格上昇が10%以上 風評なし	価格上昇が10%未満 風評あり	価格下落 風評あり
価格下落 (例：▲5%) 	価格上昇 風評なし	価格下落が5%以下 風評なし	価格下落が5%超 風評あり

4-2. 農業 ②損害額の算定

- ALPS処理水の放出前後における農産物の価格下落額などをもとに、損害額を算定する方法を考えております。

【損害額の算定式※1】

$$\text{損害額} = \left(\text{放出前の価格}^{\text{※2}} \text{ (基準価格)} \text{ }^{\text{※3}} - \text{放出後の価格} \right) \times \text{放出後の販売数量}^{\text{※4}}$$

- ※1 市場手数料などの支出の減少額については、控除させていただきます。また、賠償額の算定にあたっては、一定期間における収益全体で損害額を算定することについて検討させていただきたいと考えております。
- ※2 従来の賠償の考え方も踏まえ、5中3（放出前5年中最高・最低を除く3年の平均価格）などの複数年の平均価格とすることや、価格設定を品目別とすることなどについて検討させていただきたいと考えております。
- ※3 放出後の全国的な価格変動を考慮することについても検討させていただきたいと考えております。
- ※4 放出前の数量を上限とさせていただきたいと考えております。

4-3. 水産加工業 ①風評被害の確認

- 特定の地域の海産物に風評被害が確認される場合、その海産物を主な原材料とする水産加工品にも風評被害が生じることが想定されます。
- このため、従来の賠償の考え方も踏まえ、水産加工品の原材料となる海産物の風評被害の有無を確認※¹し、水産加工品に占める風評対象海産物の使用状況等により風評被害の有無を確認※²する方法を考えております。

※1 原材料となる海産物の風評被害の確認方法は7ページをご参照願います。

※2 加工品の風評被害の有無の確認について、水産加工品に占める風評対象海産物の使用状況（重量割合が概ね50%以上であること）に着目した確認方法に加え、海産物に風評被害が確認された地域で製造・加工されたという事実をもって風評被害が発生することも想定し、製造・加工地に着目した確認方法についても検討しております。

【例 風評被害の確認のイメージ（水産加工品A,B,Cを製造している事業者さまの場合）】

 重量割合概ね50%以上の水産加工品

水産加工品に占める風評対象海産物の使用状況を確認し、風評被害の有無を確認します

水産加工品 A

風評あり

水産加工品 B

風評あり

水産加工品 C

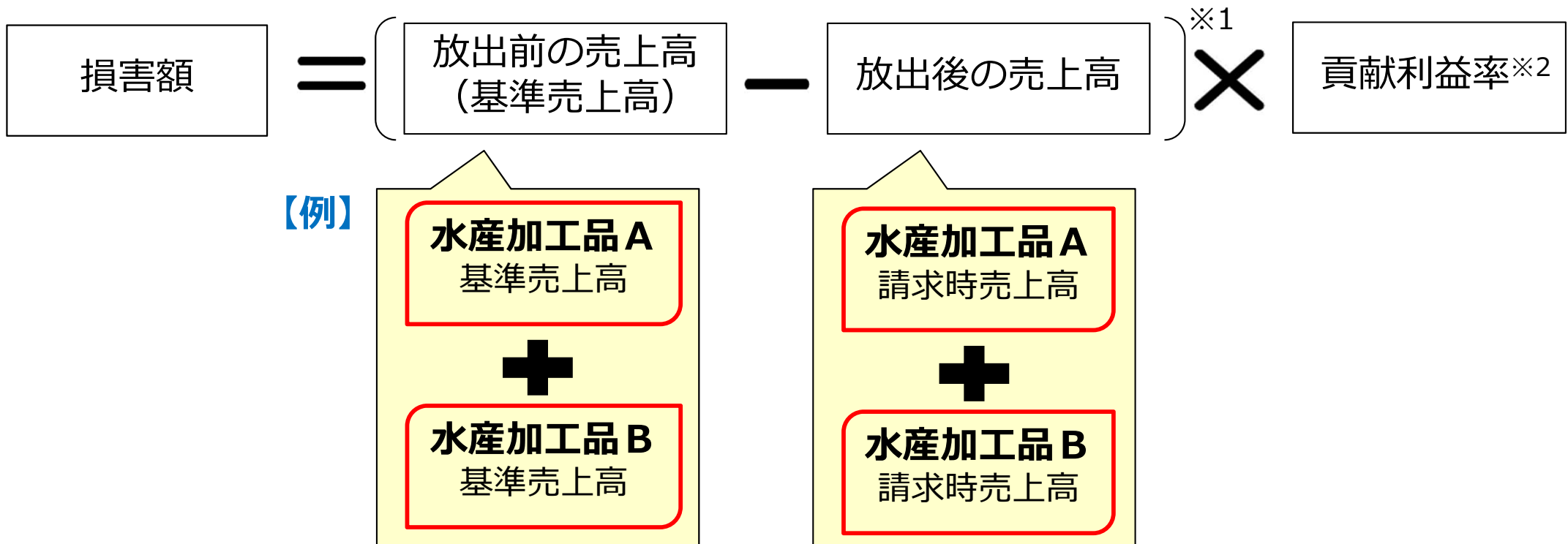
風評なし

※上記の扱いに加えて、製造・加工地に着目した風評被害の確認方法についても検討しております

4-3. 水産加工業 ②損害額の算定

- ALPS処理水の放出前後における風評被害が確認される水産加工品の売上減少額などをもとに、損害額を算定する方法を考えております。

【損害額の算定式※3】



※1 風評被害が確認されなかった水産加工品の売上高が処理水放出後に増加した場合など、処理水放出前後の風評対象製品の売上減少額が処理水放出前後の全社売上減少額を上回る場合には、処理水放出前後の全社売上減少額を上限に算定させていただきます。

※2 貢献利益率 = {粗利 + 売上原価中の固定費 - 販売費及び一般管理費(経費)中の変動費} / 処理水放出前の売上高

※3 製造・加工地に着目した風評被害の損害額を算定する場合には、風評対象海産物の使用状況により影響割合を考慮することについても検討させていただきたいと考えております。

4-4. 水産卸売業 ①風評被害の確認

- 特定の地域の海産物や水産加工品に風評被害が確認される場合、それらを継続的に取り扱っている水産卸売業にも風評影響が生じることが想定されます。
- このため、従来の賠償の考え方も踏まえ、取り扱っている海産物や水産加工品の風評被害の有無を確認する方法※を考えております。

※風評被害の確認方法は、7ページ、11ページをご参照願います。

【例 風評被害の確認のイメージ（鮮魚・活魚、水産加工品A,Bをお取り扱いしている事業者さまの場合）】

お取り扱いの海産物や水産加工品を確認し、風評被害の有無を確認します

鮮魚・活魚
風評被害が確認
される海産物

風評あり

水産加工品A
風評被害が確認
される水産加工品

風評あり

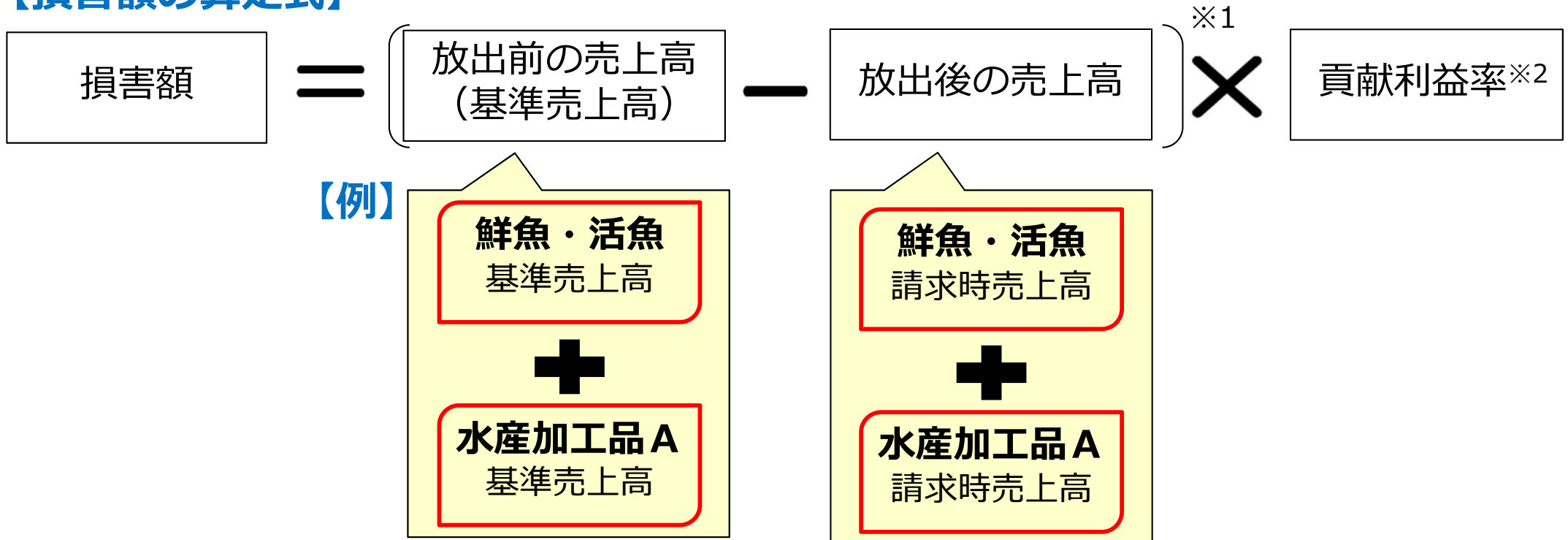
水産加工品B
風評被害が確認
されない水産加工品

風評なし

4-4. 水産卸売業 ②損害額の算定

- ALPS処理水の放出前後における風評被害が確認される海産物や水産加工品の売上減少額などをもとに、損害額を算定する方法を考えております。

【損害額の算定式】




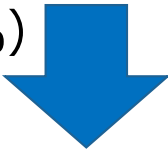
※1 風評被害が確認されなかった「鮮魚・活魚」や「水産加工品」の売上高が処理水放出後に増加した場合など、処理水放出前後の風評対象製品の売上減少額が処理水放出前後の全社売上減少額を上回る場合には、処理水放出前後の全社売上減少額を上限に算定させていただきます。

※2 貢献利益率 = {粗利 + 売上原価中の固定費 - 販売費及び一般管理費（経費）中の変動費} / 処理水放出前の売上高

4-5. 観光業 ①風評被害の確認

- 風評影響を受けた地域では、他の地域よりも観光客数が減少することが想定されます。
- このため、当社にて統計データなどを用いて、例えば対象地域と全国の観光客数の動向を比較して、風評被害の有無を推認する方法を考えております。

【例 統計データを用いた風評被害の推認のイメージ】

全国	対象地域の風評被害※1		
観光客数増 (例：10%) 	観光客数増が10%以上 <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; display: inline-block;">風評なし</div>	観光客数増が10%未満 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; color: red;">風評あり</div>	観光客数減 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; color: red;">風評あり</div>
観光客数減 (例：▲5%) 	観光客数増 <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; display: inline-block;">風評なし</div>	観光客数減が5%以下 <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; display: inline-block;">風評なし</div>	観光客数減が5%超 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; color: red;">風評あり</div>

※1 風評被害が発生していると考えられる県全体を1地域と捉える方法、県内の複数地域に分けて捉える方法などが考えられます。

※2 表内「観光客」は観光目的のみとするか、ビジネス目的も含めるか、宿泊客のみとするか、日帰り客も含めるか、などが考えられます。

4-5. 観光業 ②損害額の算定

- ALPS処理水の放出前後における事業の売上減少額をもとに、損害額を算定する方法を考えております。

【損害額の算定式】

$$\text{損害額} = \left(\text{放出前の売上高 (基準売上高)} - \text{放出後の売上高} \right) \times \text{貢献利益率}^{\ast 1}$$

※1 貢献利益率 = {粗利 + 売上原価中の固定費 - 販売費及び一般管理費（経費）中の変動費} / 処理水放出前の売上高

5. 主なご意見への検討状況①

風評被害の推認においては、具体的にどのような統計データを用いるのか。

- 現時点では、下記の統計データの採用について、検討しております。

漁業

産地水産物流通調査（水産庁）
各県より公表されている統計データ（海面漁業統計調査など）
東京都中央卸売市場統計など

農業

各県より公表されている統計データ（青果物統計調査など）
東京都中央卸売市場統計など

観光業

旅行・観光消費動向調査（観光庁）
各県より公表されている統計データ（観光客入込客統計調査など）
宿泊旅行統計調査（観光庁）など

5. 主なご意見への検討状況②

新型コロナウイルス感染症の影響を含まない年の売上を基準売上高としてほしい。

- 価格下落や売上減少には、新型コロナウイルス感染症の影響も考えられますが、ALPS処理水放出による損害を適切に賠償させていただきたいと考えております。
- ALPS処理水放出前年を基準売上高とする場合、基準売上高・請求年売上高のいずれにも新型コロナウイルス感染症の影響が含まれていることも考えられ、ALPS処理水放出前年と請求年における売上差により賠償させていただくことを検討させていただきたいと考えております。
- ALPS処理水放出前年の売上高を基準売上高とすることが適切でない場合には、請求年における新型コロナウイルス感染症の影響の評価方法などを含め、検討させていただきたいと考えております。

5. 主なご意見への検討状況③

外国の禁輸措置など、海産物や農産物の輸出ができない場合の考え方を示してほしい。

- 外国政府からの禁輸指示の内容や国内外の取引状況などを確認させていただいたうえで、以下の販売不能などにより生じた損害について、賠償させていただきたいと考えております。

<販売不能により生じた損害>

当該国以外に販売できず、生じた損害について、ご事情をお伺いし、適切に賠償させていただきたいと考えております。

<価格下落等が生じた損害>

当該国以外に販売できたものの、減収等が生じた損害について、ご事情をお伺いし、適切に賠償させていただきたいと考えております。

<追加的費用>

一時的な保管などにより追加的に生じた費用についても、ご事情をお伺いし、適切に賠償させていただきたいと考えております。

6. その他に頂戴しているご意見

その他にも、次のようなご意見をいただいております。引き続き、その扱いを関係団体等の皆さまからご意見を頂戴しながら検討させていただきます。

- 風評被害の確認において、「全国の統計データ」ではなく、「特定地域の統計データ」と比較してほしい。
- ALPS処理水放出の風評被害による価格や売上の低下を回避するために講じた措置は、賠償対象となるのか。
- 現行の賠償が継続している地域において、ALPS処理水の放出による風評被害が生じた場合、新規に参入した事業者は賠償対象となるのか。

7. 賠償に関するお問い合わせ先

- 引き続き、関係団体等の皆さまからご意見を頂戴しながら、具体的な検討を進め、年内を目途にALPS処理水の放出に伴う賠償基準をお知らせさせていただきたいと考えております。
- 処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合の賠償につきまして、ご意見やご質問がありましたら、下記の専用ダイヤルにて承ります。

福島第一原子力発電所の処理水放出に関する損害賠償専用ダイヤル

0120 - 429 - 250

受付時間	9:00～19:00	(月～金(除く休祝日))
	9:00～17:00	(土・日・休祝日)